

# 該非判定支援サービス 利用規約

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
平成 24 年 4 月 1 日

## (総則)

第 1 条 この規約は、一般財団法人安全保障貿易情報センター（以下、「CISTEC」という。）が提供する該非判定支援サービス（以下、「支援サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

## (利用者)

第 2 条 利用者とは、CISTEC の支援サービスを利用する全てのものをいう。

## (支援サービスの対象)

第 3 条 支援サービスの対象は、貨物にあつては輸出貿易管理令別表第 1 及び同別表第 2 の化学品関連、技術にあつては外国為替令別表の範囲とする。

## (支援サービスの範囲等)

第 4 条 支援サービスの範囲は、該非判定をする者から申し込みがあつた場合に、CISTEC が当該該非判定について検証を行うこと（以下、一般サービスという。）を基本とする。

2 申込時点で該非判定者より申し出があつた場合若しくは CISTEC が必要と判断した場合、一般サービスに先立ち、該非判定書の作成方法の指導（以下、フルサポートという。）を行う。

3 支援サービスの期間は、申し込みがあり CISTEC が受諾したときから第 6 条第 1 項に示す該非判定検証証明書の発行までとする。

4 申し込みがあつた場合でも、CISTEC の判断によりお断りする場合がある。場合によっては、METI への相談を薦める。

5 CISTEC は、支援サービス遂行中に、追加の資料を請求する場合がある。

6 支援サービスは、第 3 項に定める支援サービス期間中に得られた資料・情報の範囲で行う。

## (追加資料・質問の入手)

第 5 条 支援サービスを遂行するため、CISTEC が前条第 5 項に基づき追加資料を請求した場合であつて、当該追加資料を請求した日から 1 月を経過した日においても当該追加資料の提供がない場合は、CISTEC は当該追加資料の提出期限を利用者に通知できるものとする。

2 前項の提出期限までに当該追加資料の提出がない場合は、CISTEC は支援サービスを終了することができるものとする。

3 前項の規定に基づき CISTEC が支援サービスを終了した場合、利用者は申し込みを行った支援サービスの利用料金を支払わなければならないものとする。

## (「該非判定検証証明書」の発行)

第 6 条 CISTEC が実施し結論に達した支援サービスについては、CISTEC が支援したことを証す「該非判定検証証明書」を発行する。

- 2 該非判定検証証明書の有効期間は、その発行日から1年若しくはその発行日から当該機能等に関する政省令項番等に改正があった時までの短い方とする。

(METI との調整)

第7条 CISTEC が判定した結果に対して万一 METI より問題が提起された場合は、CISTEC は利用者とともに、METI への対応を行う場合がある。

(免責)

第8条 上記第7条にかかわらず、METI の見解と異なる結果になったとしても、故意または重大な過失のない限り、CISTEC は責任を負わない。

- 2 第4条第3項に定める支援サービスの期間以降に判明若しくは発生した事実や情報等については、当該支援サービスの範囲外であり、依頼者の要求により新たな支援サービスが必要となる場合がある。

(機密保持)

第9条 CISTEC は、相談を受けた内容の機密保持に責任を持つ。

(料金等)

第10条 支援サービスの利用料金及び支払い方法は、CISTEC のホームページに掲載する『該非判定支援サービスのご案内』に定める。

- 2 アドバイザーの選定通知メールが利用者に届いた時点以降に、利用者がキャンセルした場合、原則として、利用料金を支払わなければならないものとする。

(規約の改定)

第11条 CISTEC はこの規約を変更した場合は、変更後の規約を CISTEC のホームページに掲載するものとする。

(附則) この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(附則) この改正規約は、平成24年11月27日から実施する。

(附則) この改正規約は、平成27年6月1日から実施する。

(附則) この改正規約は、平成27年10月1日から実施する。

(附則) この改正規約は、平成28年7月1日から実施する。